



保税制度を利用される皆さんへ

水際取締りの水準を維持しつつ、利便性向上等を図るため、見直しを行いました！



保税ポータルやQ&A
も見てほしいワン！



越境電子商取引の拡大に伴う輸入件数の急増等、税関行政や保税制度を取り巻く環境が大きく変化する中、保税制度について、水際取締りの水準を維持しつつ、利便性向上や利活用促進に向けて順次検討を進めてきているところであります。今般、一定の結論を得たものについて、令和6年度末の関税法基本通達等の改正により、必要な見直しを行いました。

見直しを行った主な事項

【令和7年4月1日施行予定】

■電磁的記録による保税台帳の保存に係る見直し

- 電磁的記録による保税台帳の保存について、一定の要件のもと、保存する媒体等を倉主等が任意に選択可能としました。これにより、保税台帳自体をクラウドサービス等へ保存することが可能となります。一方で、記帳義務が倉主等に課されていることに変更はありませんので、誤記帳や情報の消滅等がないよう、引き続き、適切な記帳等に向けた対策をお願いします。

【令和7年7月1日施行予定】

■量的要件の緩和及び許可期間等の見直し

- 保税制度を活用した新規事業を行いやすくするため、保税蔵置場の許可基準のうち量的要件（貨物取扱見込量に係る要件）を緩和しました。一方で、引き続き、事業者による自主管理制度の適正な実施を確保するため、保税蔵置場の許可期間等について、新規事業者による申請等の場合には、3年を超えないこととしました。

【令和7年10月12日施行予定】

■業務遂行能力の明確化等及び通販貨物を蔵置する保税蔵置場の貨物管理

- 保税蔵置場の許可基準のうち人的要件について、被許可者に求める業務遂行能力を明確化するとともに、その審査方法の平準化を図りました。一方で、通販貨物を蔵置する保税蔵置場に対しては、通販貨物の特性を踏まえ、適切な貨物管理を実施するための詳細な手順等を社内管理規定に規定することとしました。

■保税運送に係る手続等の見直し

- 国際物流の動向変化や事業者からの要望を踏まえ、水際取締りの水準を維持しつつ、仮陸揚貨物の保税運送について手続等の明確化を図るとともに、包括保税運送の承認要件について見直しを行いました。